

Ⅲ 障がい者スポーツ指導者協議会関係資料

1 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会定款（抜粋）

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、障がい者のスポーツの振興とその他社会復帰に援助を図り、もってわが国の障がい者の福祉の増進に寄与する事を目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（2） 障がい者スポーツ指導者の育成

第7章 協議会

（障がい者スポーツ指導者協議会）

第53条この法人に、障がい者スポーツ指導者協議会を置く。

2 この協議会は、障がい者スポーツ指導者の指導技術の向上と指導者相互の連携を図り、障がい者スポーツの指導活動を促進し、指導体制の確立を図ることを目的とする。

3 障がい者スポーツ指導者協議会は、都道府県・指定都市の障がい者スポーツ指導者協議会が登録し、構成員となることができる。

4 障がい者スポーツ指導者協議会の運営の詳細規定は別に定める。

2 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会障がい者スポーツ指導者協議会運営規程

（趣 旨）

第1条 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第53条に基づき、障がい者スポーツ指導者協議会（以下「指導者協議会」という。）の運営に関する規則を定める。

（事 業）

第2条 この指導者協議会は、協会定款第53条第2項の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1） 障がい者スポーツ指導者（以下「指導者」という。）の指導技術向上の研修等に関すること。

（2） 指導者相互の連携に関すること。

（3） 指導者の活動の促進および指導体制の確立に関すること。

（4） 協会と各都道府県・指定都市および指定都市を含む道府県（以下「県等」という。）の指導者協議会との連絡調整に関すること。

（5） その他指導者協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

（構成員）

第3条 指導者協議会の構成員は、協会定款第53条第3項の規定に基づき、協会に登録された県等指導者協議会をもって構成員とする。

(組 織)

第4条 指導者協議会の運営を円滑に行うため、次の組織を置く。なお、ブロック及び県等の区域の区分については、別表のとおりとする。

- (1) 全国県等指導者協議会（以下「全国協議会」という。）
- (2) ブロック代表者協議会（以下「運営委員会」という。）
- (3) ブロック別指導者協議会（以下「ブロック協議会」という。）
- (4) 県等指導者協議会（以下「県協議会」という。）

(全国協議会)

第5条 全国協議会は、協会と県等指導者協議会との連携と連絡調整を目的とし開催する。

- 2 全国協議会の招集は、協会会長が行う。
- 3 全国協議会は、運営委員会の委員長が座長となり進行を行う。

(運営委員会)

第6条 運営委員会は、ブロック協議会及び県協議会との連携を図り、指導者協議会全般の運営に関する計画・立案・実行について審議する。

- 2 運営委員会の運営の詳細規定は別に定める。

(ブロック協議会)

第7条 ブロック協議会は、各ブロックの指導者協議会の定める規定に従い、ブロック内の県協議会との連携を図り、必要な事業を行う。

(県協議会)

第8条 県協議会は、各県等の指導者協議会の定める規定に従い、県等内における指導者の連携を図り、指導技術向上等の事業を行う。

(活動費)

第9条 指導者協議会の活動費については別に定める。

(事務局)

第10条 指導者協議会の事務を処理するため、事務局を協会のスポーツ推進部に置く。

附則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成22年5月10日から施行し、同年5月11日から適用する。[第6条の各事業部会の代表者]の部分を削除。
- 3 この規程は、公益財団法人日本障害者スポーツ協会の設立の登記の日（平成23年12月1日）より施行する。
- 4 この規程は、組織の一部改正に伴い平成24年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、協会名称を「日本障がい者スポーツ協会」に標記変更に伴い整理し、平成26年5月13日から施行する。